

2025 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ロ ー ベ ル ス
(コード番号 193A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 藤田 賢一
問合せ先 執行役員経営管理部長 竹谷 治郎
T E L 0 3 - 5 7 2 0 - 7 2 5 0
U R L <https://gro-bels.co.jp/>

取締役候補者の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 29 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 26 日開催予定の当社第 30 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に取締役候補者として熱田龍一氏を付議することを決議いたしました。ご本人より取締役候補を辞退する旨の申し出があり、本日開催の取締役会にて、本定時株主総会に付議する取締役候補者の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役候補者の変更理由

当社取締役会は、熱田龍一氏を取締役候補者として決定しておりましたが、2025 年 6 月 13 日、同氏より取締役候補を辞退する旨の申し出を受けたため、当社の事業領域について経験豊富な藤原治氏を取締役候補者とするを本定時株主総会に付議し、同修正議案に対する賛否を諮らせていただくことを決議いたしました。

修正議案につきましては、既に電子提供措置を開始しておりますので、発送済みの招集通知の修正は行わず、当日、本定時株主総会の受付にて候補者略歴等を記載した本プレスリリースを配布の上、第 3 号議案「取締役 4 名選任の件」に関する修正議案として、下記

2. 撤回及び変更の内容のとおり賛否をお諮りさせていただきます。

2. 撤回及び変更の内容

「第 3 号議案 取締役 4 名選任の件」としての熱田龍一氏の選任議案に代わり、藤原治氏を推薦する（修正議案）。

3. 新任取締役候補者の略歴

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職		所有する 当社の 株式の数
ふじ 藤 原 おさむ (1962 年 6 月 18 日生)	2009 年 10 月	J トラスト株式会社 執行役員営業本部長	一株
	2010 年 5 月	J トラストフィナンシャルサービス株式会社 (現 株式会社日本保証) 取締役営業本部長	
	2010 年 6 月	パルティール債権回収株式会社 取締役	
	2010 年 7 月	株式会社日本保証 取締役	
	2011 年 5 月	同社 代表取締役社長	
	2011 年 8 月	KC カード株式会社 (現 Nexus Card 株式会社) 社外取締役	
	2012 年 12 月	株式会社日本保証 取締役 パルティール債権回収株式会社 取締役副社長	
	2015 年 6 月	株式会社日本保証 取締役執行役員営業本部長	
	2017 年 4 月	同社 常務取締役執行役員営業本部担当兼リテ ール管理本部担当	
	2017 年 6 月	同社 専務取締役執行役員	
	2018 年 10 月	ジャパングランティー株式会社 取締役	
	2018 年 11 月	同社 専務取締役	
	2019 年 6 月	株式会社日本保証 専務取締役 キーノート株式会社 (現 株式会社グローベル ス) 取締役	
	2019 年 9 月	maneo マーケット株式会社 取締役 maneo 株式会社 取締役 株式会社リクレ 取締役	
	2020 年 12 月	J グランド株式会社 取締役 株式会社 LC レンディング 代表取締役社長	
	2021 年 3 月	株式会社日本保証 代表取締役副社長 J グランド株式会社取締役執行役員 営業部長	
	2022 年 3 月	Robot システム株式会社 (現 J Sync 株式会社) 取締役 J グランド株式会社 代表取締役社長 (現任)	

(ご参考)

本定時株主総会において、既に郵送にて行使された議決権行使書面及び当社に返送された委任状による議決権行使につきましては、**2. 撤回及び変更の内容**に記載の修正議案を以下のとおり取扱いいたします。

かかる取扱いがご意向に沿わず、改めて議決権の行使を行うことをご希望の株主さまは、当日、本定時株主総会にご出席の上で決議にご参加くださいますようお願い申し上げます。

「第3号議案」

① 熱田龍一氏の選任に「賛成」の議決権行使書による議決権行使

…藤原治氏の修正議案に対し「反対」として取り扱う。

② 熱田龍一氏の選任に「反対」の議決権行使書による議決権行使

…藤原治氏の修正議案に対し「棄権」として取り扱う。

③ 熱田龍一氏の選任に「賛成」の委任状

…藤原治氏の修正議案に対し「反対」として議決権行使を行う。

④ 熱田龍一氏の選任に賛否の表示のない委任状

…藤原治氏の修正議案に対し「棄権」として議決権行使を行う。

(※) 当社に返送された熱田龍一氏の選任に「反対」の委任状については、当社による勧誘の趣旨に反するものであることから、当初予定どおり熱田龍一氏の選任議案に関してはお取り扱いいたしません。

(※) 当社定款に則り、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人とする委任状については、この限りではありません。

以上